

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率について、平成21年度末の状況は次のとおりです。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

項 目		比率 (%)	早期健全化 基準 (%)	参 考 (金額の単位は百万円)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	—	3.75	実質収支額 1,565 (黒字)	
	連結実質赤字比率	—	8.75	実質収支額 1,565 公営企業資金剰余額 31,885 計 33,450 (黒字)	
	実質公債費比率	12.7	25.0	昨年度数値 (12.6)	
	将来負担比率	198.5	400.0		
資金不足比率	企業会計	水道事業	—	20.0	資金剰余額 13,592 (黒字)
		工業用水道事業	—	20.0	〃 14,336 (黒字)
		電気事業	—	20.0	〃 2,255 (黒字)
		病院事業	—	20.0	〃 1,197 (黒字)
	特別会計	地方卸売市場事業	—	20.0	〃 9 (黒字)
		流域下水道事業	—	20.0	〃 481 (黒字)
		港湾整備事業	—	20.0	〃 15 (黒字)

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

2 将来負担比率の内容

将来負担額

下表内（ ）はH20年度。

【単位：百万円】

地方債 現在高	+	債務負担 行為に基 づく支出予 定額	+	公営企業繰 入見込額・ 組合等負担 見込額	+	退職手当 負担見込 額	+	公社、第三 セクター等 負担見込 額	-	充当可能 基金	-	充当可能 特定歳入	-	交付税算 入見込額
1,123,352 (1,033,315)		42,383 (47,816)		69,745 (71,190)		216,351 (226,476)		783 (433)		31,116 (36,400)		23,235 (19,999)		712,031 (654,367)

標準財政規模

401,467
(408,927)

元利償還金等に係る交付税
算入額

55,827
(58,886)

(分子)686,232百万円 / (分母)345,640百万円 = 198.5%

【(分子)668,465百万円 / (分母)350,040百万円 = 190.9%】

※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。